

～地域建設業経営強化融資制度～

公共工事金融保証のご案内



令和8年4月

 東日本建設業保証株式会社

建設企業の皆様へ

公共工事の前払金保証事業につきましては、平素よりご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

さて、国土交通省は、平成 20 年 11 月、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るために、「地域建設業経営強化融資制度」を創設し、現在までに、対象工事について「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」まで拡大する等の制度拡充を図りました。

当社では、事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資と併せて、当該工事の未完成部分に要する金融機関からの施工資金の貸付に係る債務の保証（公共工事金融保証事業）を引き続き実施しております。

皆様のお役に立てればと存じますので、ご利用をお待ちしております。

※「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」とは、電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業及び医療事業の用に供する施設その他の財団法人建設業振興基金が認めた施設に関する工事をいいます。
このような民間工事であれば、当社の公共工事金融保証事業における「公共工事」として金融保証をご利用いただける場合があります。（詳しくは当社営業部・支店にお問い合わせください。）

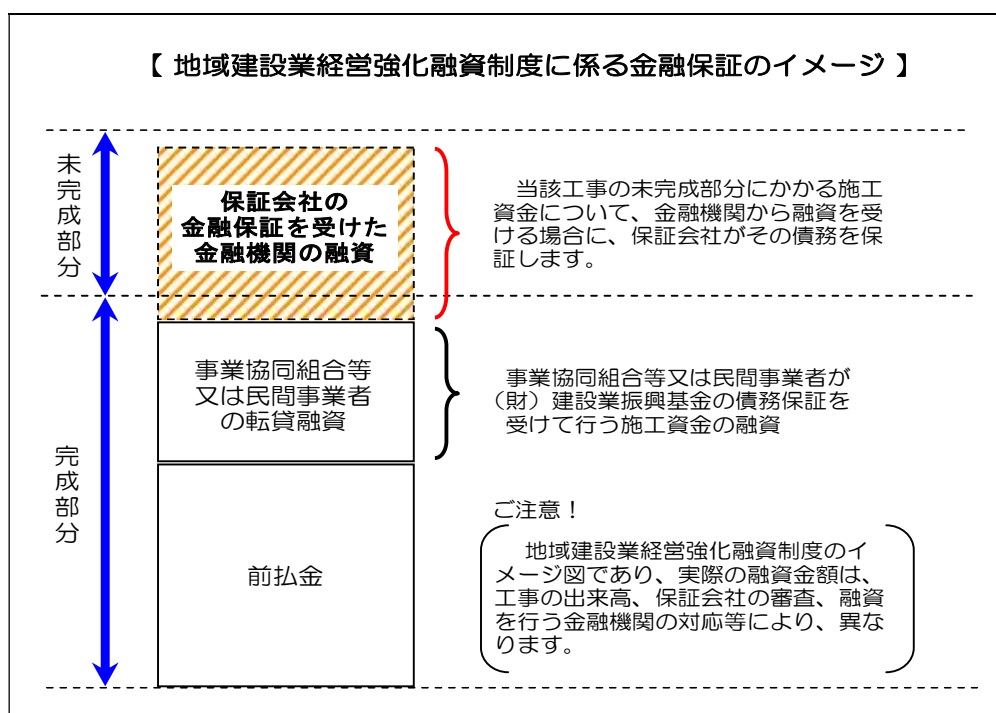
1. 公共工事金融保証事業とは

建設企業の皆様が、受注した公共工事の施工に必要な資金を金融機関から融資を受ける場合に、当社がその債務を保証するものです。

2. 対象となる工事

地域建設業経営強化融資制度の対象工事のうち、当社との間で前払金保証契約を締結し、事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資を受ける工事が対象となります。

当社は、当該工事の未完成部分に要する金融機関からの施工資金の貸付に対して債務保証をいたします。



3. お申込みの前に（お申込みの受付は、地域建設業経営強化融資制度の実施期間内です。）

金融保証をご利用いただくには、対象となる公共工事の施工について、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 当社との間に前払金保証契約を締結した工事であること。
- ② 出来高が2分の1以上であること。^{※1}
- ③ 低入札価格調査等の対象となった方が契約した工事でないこと。
- ④ 役務的保証を必要とする工事でないこと。
- ⑤ 事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資制度を利用予定であること。
- ⑥ 未完成部分に要する施工資金の融資について、別に定める金融機関^{※2}から（当社の金融保証を条件として）貸付の承諾が得られること。

^{※1}「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」の場合、出来高が2分の1未満でもご利用できることがあります。

^{※2}「別に定める金融機関」とは、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。

（詳しくは、当社営業部・支店にお問い合わせください。）

（注）本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当社の審査があり、お客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 保証手続き

（1）保証申込書類

- ① 保証申込書
- ② 借入金使途内訳明細書
- ③ 貸付承諾書
- ④ 債権譲渡承諾依頼書・承諾書（写）及び債権譲渡契約証書（写）
- ⑤ 工事履行報告書（写）
- ⑥ 事業協同組合等又は民間事業者の融資額が確認できる書類
- ⑦ その他必要書類

（2）借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

（3）保証料率

保証料率＝日歩3厘（二年利換算 1.095% ※年365日として換算した場合）

保証料 ＝（借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.00003）

ただし、保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後精算いたします。

（4）貸付利率（借入金に対する金利）

金融機関所定の利率となります。

（5）借入金の返済方法

事業協同組合等又は民間事業者と締結する債権譲渡契約証書の定めに従うこととなります。

（6）その他

- ① 事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資を受ける際に、当社は、お客様と事業協同組合等又は民間事業者との間で取り交わした債権譲渡契約証書を確認後、お客様との連名で受益の意思表示をすることとなります。
- ② 保証申込書等、当社に提出された書類に事実と異なる記載があると当社が認めた場合には、保証をお断りする場合があります。

□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

営業部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目8番5号 東京建設会館8F	TEL 03-3551-9511 FAX 0120-027-036
新宿支店	〒163-0634 新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル34F	TEL 03-3340-2451 FAX 0120-027-158
青森支店	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL 017-722-7262 FAX 0120-027-208
岩手支店	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL 019-624-4480 FAX 0120-027-216
宮城支店	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL 022-262-8531 FAX 0120-027-226
秋田支店	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設業会館 別館	TEL 018-863-1000 FAX 0120-027-623
山形支店	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL 023-622-6625 FAX 0120-027-246
福島支店	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL 024-523-2356 FAX 0120-027-256
茨城支店	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL 029-221-3800 FAX 0120-027-306
栃木支店	〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2388 FAX 0120-027-316
群馬支店	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館3F	TEL 027-252-1661 FAX 0120-027-326
埼玉支店	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL 048-861-8885 FAX 0120-027-336
千葉支店	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F	TEL 043-241-6101 FAX 0120-027-346
神奈川支店	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地 ICON関内 2F	TEL 045-662-8203 FAX 0120-027-356
山梨支店	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL 055-237-8182 FAX 0120-027-366
長野支店	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地6 長建ビル4F	TEL 026-226-7520 FAX 0120-027-376
新潟支店	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL 025-285-7151 FAX 0120-027-386
富山支店	〒930-0094 富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL 076-441-4356 FAX 0120-027-406
石川支店	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-1231 FAX 0120-027-416
福井支店	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL 0776-21-8686 FAX 0120-027-428
静岡支店	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F	TEL 054-202-2484 FAX 0120-027-506
愛知支店	〒461-0008 名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-962-3461 FAX 0120-027-516
岐阜支店	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL 058-273-2543 FAX 0120-027-526
三重支店	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL 059-226-4880 FAX 0120-027-536
大阪支店	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3丁目4番10号 淀屋橋センタービル12F	TEL 06-6226-5700 FAX 0120-027-546